

宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、野生鳥獣による農作物被害を低減させるため、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。)及び鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。)に基づき、自ら定めた目標を達成するために行う事業に要する経費について、国交付要綱で農林水産省農村振興局長が定める当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象事業等)

第2 交付金の交付対象となる事業内容、経費及び交付率は、別表のとおりとし、交付金の額は事業内容ごとに当該経費に交付率を乗じて得た額の合計額を超えないものとする。

(交付の申請)

第3 事業実施主体は、実施要領別記1第4の1及び別記4第4の1の規定により事業実施計画を作成し、別記様式第1号により事業実施計画承認申請書を知事に提出してその承認を受けた後、交付の申請をするものとする。

2 規則第3条第1項の規定による交付金交付申請書の様式は、別記様式第2号によるものとし、その提出期限は別に知事が定める日とする。

3 前項の交付金交付申請書を提出しようとする事業実施主体は、当該交付金に係る消費税仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

4 規則第3条第2項の規定により交付金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施計画(別紙1)

(2) 被害防止計画(申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる)

- (3) 別表の事業区分の欄に掲げる2「整備事業」にあつては費用対効果分析及び施設設置予定位置図
- (4) 市町村以外の事業実施主体にあつては通帳の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付金事業の内容の変更又は交付金事業に要する経費の配分を変更する場合には、別記様式第1号により事業実施計画の変更について知事の承認を受けた後、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 事業実施主体の変更
 - ロ 事業費の増減（軽微な変更を除く）
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第4号により知事の承認を受けること。
- (3) 交付金事業が予定期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号により知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 前項の場合のうち歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(交付決定前着手)

第5 事業の着手は、原則として交付金の交付決定の通知後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ別記様式第6号による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(経費の流用の禁止)

第6 別表の事業区分の欄に掲げる1と2の相互間における流用をしてはならない。また、別表の事業区分の欄に掲げる1の(1)から(10)までと1の(11)の相互間における、それぞれの経費の3割を超える増減を伴う流用をしてはならない。

(事業遂行状況報告等)

第7 規則第10条の規定による報告は、交付金の交付決定のあった年度の12月31日現在において、別記様式第7号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月15日までに知事に提出するものとする。

(実績報告書)

第8 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第8号によるものとし、事業実施主体は、事業が完了したとき（第4(2)による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月15日までに別記様式第9号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 第3第3項ただし書の規定により交付金の交付申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該交付金から減額して報告しなければならない。

4 規則第12条第1項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績（別紙1）
- (2) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料及び帳簿の写し
- (3) 別表の事業分の欄に掲げる2「整備事業」にあつては財産管理台帳の写し、費用対効果分析及び施設設置位置図
- (4) 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、それを証明する必要書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付金の交付方法)

第9 交付金は、規則第13条に規定する交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第10号によるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第10 第3第2項の規定により交付金の交付申請をした事業実施主体は、第7第1項の実績報告を提出した後において、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第7第2項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第11号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第11 事業実施主体は、事業の実施翌年度の8月末日までに別記様式第12号により事

業の実施状況を知事に報告するものとする。

(事業の評価)

第12 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画の目標年度の翌年度において、実施要領別記1第6第1項及び別記5第6の規定により実施する事業の評価については、別記様式第13号により8月末日までに知事に報告するものとする。

2 実施要綱別記1第6第2項の規定により被害防止計画の目標達成状況が低調である場合に作成する改善計画については、別に定める日までに別記様式第14号により知事に報告するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第13 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、それぞれ1件の取得価格が50万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第14 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間とする。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間とする。

(関係書類の整備)

第15 事業実施主体は、第11の期間内において処分の制限を受ける財産の管理状況を明らかにするため国交付要綱第26第3項に基づき、関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第16 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各1部とし、事業を所轄する地方振興事務所長を経由し、提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表（第2関係）宮城県鳥獣被害防止総合支援事業

事業種類	事業区分	事業実施主体	交付要件	交付率
1 被害緊急対応型 2 広域連携型	1 推進事業 (1)被害防止活動推進 ①推進体制の整備 ②有害捕獲 ③被害防除 ④生息環境管理 ⑤サル複合対策 ⑥クマ複合対策 ⑦鳥類複合対策 ⑧他地域人材活用 ⑨ICT等新技術の活用 ⑩GISを活用した被害対策等の可視化定着支援 (2)実施隊特定活動 ①大規模緩衝帯整備 ②誘導捕獲柵わな導入 (3)ICT等新技術実証 (4)農業者団体等民間団体被害防止活動 (5)ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ①販売拡大支援 ②搬入促進支援 (6)鳥獣被害対策実施隊体制強化 ①実施隊員の人材育成 ②新規猟銃取得支援 (7)捕獲サポート体制の構築 (8)処理加工施設の人材育成 (9)ICTの活用による情報管理の効率化 (10)放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 (11)緊急捕獲活動 ①有害捕獲 ②捕獲個体処理 ③事務費 2 整備事業 (1)鳥獣害防止施設 ①新規整備 ②再編整備 ③既設柵の地際補強 (2)処理加工施設 (3)捕獲技術高度化施設 (4)地域提案	農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とする。	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。 2 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は、確実に見込まれること。 3 整備事業を実施する場合は、受益戸数が3戸以上であること。なお、整備事業において、再編整備を実施する場合は、既存施設を含めた受益戸数が3戸以上であることが確認できること。 4 整備事業を実施する場合は、農村振興局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えないものとする。なお、整備事業において、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。 5 整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。	1 推進事業 1/2以内、定額（ただし、限度額については、農林水産省農村振興局長が別に定めるものとする。） なお、国から県への鳥獣被害防止総合対策交付金の割当が要望を下回った場合、県は、予算の範囲内において、以下のとおり補助する。 ①1/2以内 事業実施主体が実施する本事業に要する経費の1/2以内で、国から県への交付金の割当を控除した経費の10/10以内を補助する。この場合、国から県への交付金の割当と県の負担額の合計は事業実施主体の負担額と同額までとする。 ②定額 事業実施主体が実施する本事業に要する経費から国から県への交付金の割当を控除した経費の10/10以内を補助する。 2 整備事業 1/2以内、定額 上記に関わらず、次の（1）から（6）までの要件のいずれかに該当する地域にあっては、55/100以内とする。（上記に関わらず、鳥獣害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できるとし、その上限単価については、農林水産省農村振興局長が別に定めるところによる。）

			<p>なお、国から県への鳥獣被害防止総合対策交付金の割当が要望を下回った場合、県は、予算の範囲内において、以下のとおり補助する。</p> <p>① 1/2 以内 事業実施主体が実施する本事業に要する経費の 1/2 以内で、国から県への交付金の割当を控除した経費の 10/10 以内を補助する。この場合、国から県への交付金の割当と県の負担額の合計は事業実施主体の負担額と同額までとする。</p> <p>② 定額 事業実施主体が実施する本事業に要する経費の 10/10 以内を補助する。</p> <p>(1) 山村振興（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村</p> <p>(2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町</p>
--	--	--	--

				<p>村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別指定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別指定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）</p> <p>（3）離島振興法 （昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>（4）半島振興法 （昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域</p> <p>（5）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域</p> <p>（6）棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域</p>
--	--	--	--	---

別記様式第1号（第3（第4）関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業実施計画（変更）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業を別添事業実施（変更）計画のとおり実施したいので、承認されるよう宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付要綱第3（第4）の規定により申請します。

- （注）
- 1 関係書類として、別紙1 事業実施（変更）計画を添付すること。
 - 2 整備事業においては費用対効果分析を添付すること。
 - 3 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。
 - 4 事業実施変更計画については、変更部分を2段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第2号（第3関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- (注) 1 関係書類として、別紙1事業実施計画を添付すること。
2 整備事業においては費用対効果分析及び施設設置予定位置図を添付すること。
3 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第3号（第4の（1）関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金変更承認[及び追加交付]
申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付決定（、〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付金変更交付決定）の通知のありました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金について、事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認[し、交付金 円を追加交付]されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

区分	総事業費（円） （消費税込み）	交付金額（円）	その他（円）
既交付決定額			
変更交付申請額			

3 添付書類

別紙のとおり

- （注） 1 交付金の額が増額しない場合は、[]の部分を除くこと。
2 関係書類として、別紙1 事業実施変更計画を添付すること。
3 整備事業においては費用対効果分析を添付すること。
4 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第4号（第4の（2）関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付決定（、〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付金変更交付決定）の通知のありました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金について、事業の内容を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間
- 3 今後の見通しと対策

（注） 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第5号（第4の（3）関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金遅延届出書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付決定（、〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付金変更交付決定）の通知のありました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付要綱第4の（3）の規定により届け出ます。

記

- 1 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由及び今後の対処方針
- 2 交付事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

- （注）1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略に当たっては、提出済みの資料の名称とその他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
- 4 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第6号（第5関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け農山漁村第〇〇号で計画承認を受けました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金について、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に着手します。届出ます。

記

- 1 事業の概要
- 2 交付決定前に着手する理由
- 3 着手（予定）年月日
年 月 日

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これら損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施設については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

（注） 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第7号（第7関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付決定（、〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付金変更交付決定）の通知のありました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業について、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付要綱第6の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

事業区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		12月31日までに完了したもの		1月1日以降に完了するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
推進事業	円	円	%	円		
整備事業						

- (注) 1 事業区分には、交付決定を受けているすべての事業内容等を記入すること。
2 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第8号（第8の1関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付決定（、〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付金変更交付決定）の通知のありました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業を実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

併せて、精算額として金〇〇円の交付を下記により請求します。

記

振込先

(1) 口座： 銀行 支店
普通・当座 口座番号

(フリガナ)

(2) 口座名義人：

- (注) 1 関係書類として、別紙1事業実績を添付すること。
2 整備事業においては財産管理台帳、費用対効果分析及び施設設置位置図を添付すること。
3 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。
4 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付決定（、〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付金変更交付決定）の通知のありました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業について、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付要綱第8の2の規定により、実績を下記のとおり報告します。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費（A）	国庫補助金	（A）のう ち年度内支 出済額	概算払受入 済額	（A）のう ち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- （注） 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第10号（第9関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付決定（、〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付金変更交付決定）の通知のありました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

事業区分	交付金交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額
	円	円	円	円

1 概算払が必要な理由

2 振込先

(1) 口座： 銀行 支店
普通・当座 口座番号

(フリガナ)

(2) 口座名義人：

- (注) 1 事業区分には、交付決定を受けているすべての事業内容等を記入すること。
2 関係書類として、請求額の積算資料等を添付すること。
3 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第11号（第10関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金に係る消費税仕入控除税額
報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付決定（、〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号で交付金変更交付決定）の通知のありました〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金について、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付要綱第9の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 交付金の額の確定額 （〇〇年〇月〇日付け宮城県（**）指令第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3-2）	金	円

- (注) 1 参考となる資料を添付すること。
2 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第12号（第11関係）

〇〇年度事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

このことについて、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付要綱第10の規定により関係書類を添えて報告します。

- (注) 1 関係書類として、別紙2事業実施状況報告を添付すること。
2 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第13号（第12関係）

〇〇年度被害防止計画目標評価報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

被害防止計画に定められた目標の達成状況について、事業の評価を行いましたので、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金交付要綱第11の規定により関係書類を添えて報告します。

- (注) 1 関係書類として、別紙3被害防止計画目標評価報告書を添付すること。
2 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。

別記様式第14号（第12の2関係）

〇〇年度宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金に関する改善計画

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
団体名
代表者住所
代表者 役職 氏名

〇〇年度において宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

3 実績及び改善計画

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥 獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目標 (○ 年)	基準年 度の実 績 (○ 年)	1年目 (○ 年)	2年目 (○ 年)	3年目 (○ 年)		
被害防止計画 (被害の軽減 目標)	被害金額 (千円)								
	被害面積 (ha)								

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 3 各指標の合計も記載すること。
 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分 (整備事業を実施した場合に記載)

区分	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)
	利用量 (km、ha 等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積 赤字 (千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 2 収支率は、収入/支出×100とする。
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記

載すること。

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

(注) 1 代表者住所は、協議会代表者が市町村長以外の場合記入すること。